



X

1777

E-1777

0758

郵米局

公第九〇號

昭和七年十月十二日

在オデッサ

領事 田中文一



外務大臣伯爵 内田 康 哉 殿

「ソ」聯邦蠶絲業發展策ニ關スル件

藝ニ「ソ」聯邦人民委員會議決内閣ハ蠶絲業發展策ニ關シ本年三月二十七日付決定ヲ以テ桑園ヲ最大限度ニ保持シ本年末現在ノ桑園地積ヲ「コルホズ」分五萬九百一ヘクタール（内本年植付分四萬一ヘクタール）、「ソフホズ」分一萬五千一ヘクタール、合計六萬五千九百一ヘクタールニ達セシメ本年申ノ繭特約高ヲ一萬八千噸ト定

在オデッサ日本領事館

昭和七年十月七日 接獲

通商局

メ右遂行ノ爲メ試験所ノ設置並ニ養蠶家需要ノ爲メ穀物及工業製品ノ特別配給規定ヲ設クル處アリタリ

然ルニ本年ノ養蠶成績思ハシカラサリシヲ以テ内閣ハ九月九日付決定ヲ以テ明年ノ計畫並ニ其發展策ヲ定メタルカ其要領左ノ通り

- (一) 産繭高ハ一九三〇年ノ一四五噸ニ對シ一九三一年一三五噸、一九三二年一三〇噸ト續落シ蠶種一函（二十五瓦）當リ産繭高ハ一九三〇年ノ二四〇担ニ對シ一九三一年一九五担、一九三二年一七五担ト逐減セリ之ヲ主要養蠶地方ニ付示セハ左ノ如シ（單位一函ニ付担）

一九三〇年	一九三一年	一九三二年
ウズベクスタン	ニ七一	ニ三、一
		ニ二、〇

在オデッサ日本領事館



アゼルバイジャン	二三二	一四四	一七〇
グルジャ	三一七	二〇三	一四四

(二) 右ノ如キ不成績ハ

- イ 「コルホズ」員ノ購買上ノ物質的利益ヲ考慮セス蠶絲業ノ社會化ヲ強制セルコト
- ロ 蠶ノ飼養手入不充分ナリシコト
- ハ 養蠶盛期ト棉花栽培期カ合セシ爲メ兩事業ニ對スル勞働力ノ配分ヲ誤リシコト
- ニ 現有桑葉ノ利用不充分並ニ桑樹ノ植付及擴張不満足ナリシコト
- ホ 蠶種ノ質惡化セルコト

在オデッサ日本領事館

- ヘ 従業員ノ養成準備薄弱ナリシコト
  - ト 蠶絲業ニ關スル聯邦農務部、國家計畫委員會及共和國並ニ地方機關ノ指導振り及計畫ニ缺陷アリシコト
- 等トス
- (三) 一九三三年ニ於テハ石缺陷ヲ除去シ斯業ノ發達ヲ促進スル爲メ左ノ方策ヲ講ス
- 一、 聯邦農務部及「ソユズシヨルク」並ニ其他地方機關ヲ督勵シ一九三三年中ニ蠶絲業ノ決定的發達ヲ圖リ繭産額ヲ一萬五千噸、聯邦平均産繭率ヲ一函ニ付二十五疋以上トス
  - 二、 一九三三年ノ購買上計畫ヲ左ノ通りトス
- 共和國 買上量(噸) 産繭率(一函ニ付疋)

在オデッサ日本領事館



ウズベク	七二〇〇	二七
ツルクメン	一四〇〇	二二
タジク	八五〇	二〇
キルギズ自治共和國	三〇〇	二二
カラカルバクスカヤ	五〇	一六
カザク	七〇	一六
グルジャ	二八〇〇	三二
アゼルベイジャン	二〇〇〇	二五
アルメニヤ	一〇〇	四一
ウクライナ	一〇〇	一五
ロシヤ共和國新地	一三〇	一五

在オデッサ日本領事館

ソ聯邦計	一五〇〇〇	二五
三 「コルホズ」員ノ養蠶業組織ヲ乳業及菜園業ヲ副業トスルモノ、組織ト同一制度トシ桑葉及桑樹ノ社會化ヲ禁シ「コルホズ」共有ノ桑樹ハ養蠶ヲ營ム「コルホズ」及其員ニ期限ヲ限定セシ割當テ充分之ヲ利用セシム		
四 「コルホズ」ノ爾特約ハ原則トシテ「コルホズ」員個人ト直接契約スルコト、シ農務部及「コルホズツエントル」ハ「コルホズ」員ニ對シ輸送機關及桑葉ノ採收及運搬並ニ桑樹植付ニ要スル勞働力供給ニ付必要ナル援助ヲナス		
五 一九三三年産生繭ノ買付値段ヲ一疋ニ付五留ト定ム		
六 繭賣上者ニ對スル穀物供給ニ關スル一九三二年三月二十七日		

在オデッサ日本領事館



付聯邦人民委員會議ノ決定ヲ一九三三年ニモ適用シ中亞及後高  
架索ニ於テハ賣上繭一疋ニ付穀物一疋ノ割合ニテ供給シ其三五  
%ハ飼養期ニ、残りハ特約繭引渡完了ノ際之ヲ交付ス  
西部「グルジャ」ハ繭一疋ニ付穀物一五疋ノ割合トス  
七 繭引渡ノ特約義務ヲ完了セルモノハ「ソユズシヨルク」ヨリ  
賣上繭ノ一五%ニ對シ其希望ニ依リ繭一疋ニ付絹絲四五瓦或ハ  
相應ノ絹布ヲ受クルコトヲ得又特約以上ノ賣上ヲナセシモノハ  
其超過分ノ三分ノ一ニ對シ前項割合ニ依リ絹絲又ハ絹布ヲ受ク  
ルコトヲ得ヘシ  
八 勞働國防會議附屬ノ商品及商業調節委員會ハ繭賣渡期ニ於テ  
養蠶地方ニ對スル工業製品ノ配給ヲ増加スヘシ

在オデッサ日本領事館

九 「ソ」聯邦農務部ハ桑樹ノ増殖及改良ニ依リ爾今二年間ヲ期  
シ養蠶飼料基礎ヲ確立スル爲メ左ノ方策ヲ講スヘシ  
イ 社會部門農業金融銀行ハ桑畑ニ對シ「ヘクタール」ニ付五  
五〇留ノ貸付ヲナシ返済期限ヲ四年以上トス  
ロ 桑叢株植付ニ對シテハ農業稅ヲ免除ス  
ハ 桑樹植付獎勵ノ爲メ初メノ間ハ桑畑ニ野菜及瓜類ノ間作ヲ  
許ス  
一〇 「ソユズシヨルク」及試驗所ハ桑樹栽培就中桑葉採收ノ機械  
化ヲ圖ルヘシ  
一一 蠶種工場ヲ改造シ一工場生産能力ヲ二萬乃至二萬五千函トシ  
蠶種ノ検査ヲ嚴重ニス

在オデッサ日本領事館



一三 一九三三年春迄ニ「ソフホズ」及蠶種工場主任一五〇人、  
農業技師二五〇人、養蠶教師八〇〇人、「ソユズシヨルク」  
地方事務所主任一〇〇人、検微鏡係二〇〇人、害虫驅除員二  
〇〇人及會計係三〇〇人ヲ實地養成並ニ復習ヲ行フ

右報告申進ス

在オデッサ日本領事館

要寫二部

E 4.3.1.2-2

通商局

104

公 信 案	（昭和七年十月十二日附在 領事館來信第九〇號寫並附屬書寫）	付爲御參考右茲ニ送付ス	本件ニ關シ今般在「オデッサ」田中領事ヨリ別紙寫ノ通報告アリタルニ	件名	受信人	主 管	文書課發送
				綴 込 名	發信人	主 任	昭 和 七 年 十 月 九 日
外 務 省				件名	受信人	主 任	昭 和 七 年 十 月 九 日
				綴 込 名	發信人	主 任	昭 和 七 年 十 月 九 日

農林省發給局長

聯邦發給局業發展策ニ關スル件

歐一機符 普通 第四〇四號

昭和七年十月九日

淨書

正校(原稿)

(淨書)

別紙

(甲號用紙)

9 91

E-1777

0364